平成２２年（フ）第４４５号
神奈川県秦野市堀西371番地の７　レオパレス花水木207号
債務者　内田　京美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３５号
新潟県三条市福島新田丁2005番地
債務者　山ノ内真由美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４５号
新潟県三条市西四日町４丁目４番24号
債務者　後藤ヨシイ
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４６号
新潟県三条市本町１丁目９番21号
債務者　小林　　馨
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２５１号
愛知県稲沢市平和町下起中67番地２　ｐｅａｃｅ　ｔｏｗｎ恒川２号館302
債務者　菅原　　優
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２６９号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前58番地　コーポマリモ205号
債務者　馬渕　健司
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字長浜120番地―２号
債務者　滝見　修一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
北海道岩見沢市大和１条６丁目13番地　フリージアハイツＡ１ＦＲ
債務者　山下　舞子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４４号
山形県鶴岡市城北町13番11号
債務者　設楽　文和
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４５号
山形県鶴岡市城北町13番11号
債務者　設楽　明美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１５７号
群馬県館林市西高根町26番地の16
債務者　田村　房枝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５１号
新潟県燕市道金473番地
債務者　諏佐　政人
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１７６号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目33番地
債務者　矢野　利治
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２３号
名古屋市西区枇杷島３丁目20番30号　白菊ビル３Ｅ号
債務者　松尾　嘉員
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７２号
名古屋市南区寺部通１丁目11番地の１　オリオンビル408号
債務者　青山　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５０号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の５　県営辻町住宅４街区５棟304号
債務者　伊藤　　静
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９８号
愛知県春日井市熊野町629―７、住民票上の住所岐阜県瑞浪市土岐町37番地の６
債務者　日比野千里
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７号
京都府京丹後市峰山町長岡1023番地
債務者　鶴田　真美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
京都地方裁判所宮津支部